

軽井沢町議会運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び軽井沢町議会委員会条例（昭和62年輕井沢町条例第10号）に規定されているもののほか、軽井沢町議会運営委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 委員会が協議する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 議会の会期及び会議期間並びに議事日程について
- (2) 議案、議員提出案、請願書、陳情書、動議の取扱いについて
- (3) 議会関係の人事案件について
- (4) その他議長が必要と認めた事項について

(議長等の出席)

第3条 議長及び副議長は、委員会に出席し発言することができる。

(決定事項の遵守)

第4条 委員会で決定した事項については、各会派及び議員はこれを遵守しなければならない。

附 則（平成3年議会告示第1号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前になされた行為は、改正後の規程によりなされたものとみなす。

（規程の廃止）

3 軽井沢町議会運営委員会規程（昭和59年輕井沢町議会告示第1号）は、廃止する。

附 則（平成10年6月22日訓令第5号）

この規程は、平成10年6月19日から施行する。

附 則（平成25年12月20日議会告示第3号）

この規定は、公布の日から施行する。